

受験料助成事業 よくある質問Q & A

【対象者について】

Q	A
20歳未満とは、いつまでか？	20歳に達する誕生日までのことです。
20歳未満が対象だが、どの時点での年齢か？	申請時点で20歳未満の者が対象です。
浪人した場合は対象となるのか？	大学等に向けた入学試験、模擬試験を受験する際には20歳に達する日までは対象となります。 高等学校に向けた模擬試験を受験する際は対象となりません。
大学等受験に係る模擬試験の受験料は、高校1・2年生は対象となるのか？	なりません。大学等を受験する年度のみ対象となります。
自分が対象かどうか調査してもらえるか？	本人確認書類を持参し窓口まで来庁いただければお調べすることが可能です。
試験受験時は対象者でない場合で、申請時に対象となった場合は受給できるか？	申請時に資格を満たす場合は受給できます。
日本に留学をしている子は受給対象となるのか？	ならない可能性が高いです。 親子で日本に来ている場合は親が児童扶養手当を受けているか、同党の所得水準であるひとり親であれば対象となります。 子ひとりで留学に来ている場合は、非課税での要件確認となるが、仕送りや本国からの支援、学校の費用が親から支払われているなど、支援を受けている可能性が高いため、該当しない可能性が高いです。
児童養護施設に入所している児童は対象となるのか？	児童養護施設から、受験料が出ている場合は二重給付となるため支給不可となります。施設へ措置費支弁がされていないことが確認できる場合（児童から確認を想定）は支給できます。
生活保護を受給していても対象となるのか？	本事業の対象要件を満たすのであれば対象となります。なお、本事業の補助金は、生活保護制度上、収入として認定しない取扱いとしています。
短期大学から大学への編入試験や大学入学後の他大学受験は対象になるのか？	高校卒業後の進学に向けたチャレンジを後押しするものですので、既に短期大学や大学に入学している者については対象外です。

【支給対象経費について】

Q	A
振込手数料は対象経費となるのか？	対象外となります。
学校や塾で支払った費用は対象となるのか？	対象になります。ただし、受験料としてかかった費用が明確にわかる資料が必要であり、学校諸費として一括で請求された場合は支給対象となりません。詳細が分かる書類が発行できるかについては、直接学校や塾にお問い合わせください。
支給上限額とはどういう意味か？	上限額は、年度中に支給できる上限であり、年度が替わると支給額もリセットされます。
支給対象となるのは今年度に支払ったものだけか？	支払が前年度である場合も、試験自体が今年度を実施される場合は対象となります。

【支給申請手続きについて】

Q	A
支給上限額に達するまで何回でも申請ができるのか？	その通りです。

申請期限はいつまでか？	受験料を支払った年度の３月末までです。
受験料を支払った際、補助金はまとめて申請した方がよいのか、バラバラに申請した方がよいのか？	どちらでも差し支えありません。
補助金を申請する際の必要書類は？	別表参照。
補助金は先払いが可能か？	先払いはできません。
受験料の領収書を紛失してしまった場合の申請はどうしたらよいか？	受験者名が確認できる受験票、受験料が確認できる募集要項をあわせて提出してください。